

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市印鑑条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 号	多久市交通安全指導員設置条例の一部を改正する 条例……………	2
議案甲第 3 号	多久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正 する条例……………	3
議案甲第 4 号	多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の 一部を改正する条例……………	4
議案甲第 5 号	多久市嘱託員の設置及び報酬の支給に関する条例 の一部を改正する条例……………	6
議案甲第 6 号	多久市生産組合長の設置及び報酬の支給に関する 条例の一部を改正する条例……………	8
議案甲第 7 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	10
議案甲第 8 号	多久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例……………	13
議案甲第 9 号	多久市下水道条例等の一部を改正する条例……………	15
議案甲第 10 号	多久市営住宅条例の一部を改正する条例……………	17
議案甲第 11 号	多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例……………	18

議案甲第 1 2 号	市町の境界の決定に関する意見について……………	1 9
議案甲第 1 3 号	多久市過疎地域自立促進計画の変更について……………	2 1
議案甲第 1 4 号	市道路線の廃止について……………	2 2
議案甲第 1 5 号	市道路線の認定について……………	2 4
議案乙第 1 号	令和 2 年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 2 号	令和 2 年度多久市給与管理・物品調達特別会計 予算……………	別冊
議案乙第 3 号	令和 2 年度多久市土地区画整理事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 4 号	令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 5 号	令和 2 年度多久市農業集落排水事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 6 号	令和 2 年度多久市宅地造成事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 7 号	令和 2 年度多久市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
議案乙第 8 号	令和 2 年度多久市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案乙第 9 号	令和 2 年度多久市病院事業会計予算……………	別冊

議案乙第10号	令和元年度多久市一般会計補正予算（第6号）……………別冊
議案乙第11号	令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第2号）……………別冊
議案乙第12号	令和元年度多久市公共下水道事業特別会計 補正予算（第2号）……………別冊
議案乙第13号	令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第3号）……………別冊
議案乙第14号	令和元年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第3号）……………別冊
議案乙第15号	令和元年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第2号）……………別冊
議案乙第16号	令和元年度多久市水道事業会計補正予算 （第3号）……………別冊
議案乙第17号	令和元年度多久市病院事業会計補正予算 （第2号）……………別冊
報告第1号	専決処分の報告について

議案甲第1号

多久市印鑑条例の一部を改正する条例

多久市印鑑条例（昭和50年多久市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「15歳未満の者及び成年被後見人」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 号

多久市交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例

多久市交通安全指導員設置条例（昭和 46 年多久市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（委嘱）」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 補欠による指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条中「24 人以内」を「21 人以内」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬）

第 7 条 指導員には、予算の範囲内において年報酬を支給する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第3号

多久市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

多久市固定資産評価審査委員会条例（昭和29年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第4号

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する

条例

多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和33年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する

別表第1中交通安全指導員の項を削り、民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額	5,100円
-----------------	----	--------

別表第1中水道審議会委員の項、公民館分館長の項及び家庭相談員の項から外国語指導助手の項までを削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 投票所の投票管理者及び投票立会人が交代制で従事するときの報酬額は、日額を13で除して得た額に投票管理者及び投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額とし、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が交代制で従事するときの報酬額は、日額を11.5で除して得た額に期日前投票所の投票管理者及び投票立会人として従事した時間数を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 選挙長、開票管理者並びに開票立会人及び選挙立会人の報酬は、選挙会又は開票が翌日に引き続いた場合は、翌日の報酬は支給しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法及び公職選挙法施行令等の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 5 号

多久市嘱託員の設置及び報酬の支給に関する条例の一部を改正する条例

多久市嘱託員の設置及び報酬の支給に関する条例（昭和 41 年多久市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「非常勤の」を削る。

第 3 条第 2 項中「補欠」の次に「による」を加える。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を削る。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（職務）

第 4 条 嘱託員は、当該区域を把握するとともに次の職務を行うものとする。

- （1）市及び関係行政機関からの通知等の配布、回覧等に関すること。
- （2）市政の普及及び周知に関すること。
- （3）市及び関係行政機関が行う各種調査に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、市政の推進に必要と認められる職務

2 嘱託員は、公平かつ適切にその職務を行わなければならない。

（秘密の保持）

第 5 条 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 6 号

多久市生産組合長の設置及び報酬の支給に関する条例の一部を改正する条例

多久市生産組合長の設置及び報酬の支給に関する条例（昭和 35 年多久市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「非常勤の」を削る。

第 3 条第 2 項中「補欠」の次に「による」を加える。

第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とし、第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（職務）

第 4 条 生産組合長は、地域農業の振興のため、当該区域を把握するとともに次の職務を行うものとする。

（1） 通知の伝達及び広報、その他印刷物の配布並びに回覧に関すること。

（2） 自然災害等の被害情報の収集及び報告に関すること。

（3） 各種申請、調査書の配布及び取りまとめに関すること。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、地域農業の振興に必要と認められる職務

（秘密の保持）

第 5 条 生産組合長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第7号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の12.42」を「100分の11.83」に改める。

第4条中「29,500円」を「29,000円」に改める。

第5条第1号中「34,900円」を「33,000円」に改め、同条第2号中「17,450円」を「16,500円」に改め、同条第3号中「26,175円」を「24,750円」に改める。

第6条中「100分の3.16」を「100分の2.95」に改める。

第7条中「7,600円」を「7,000円」に改める。

第7条の2第1号中「8,400円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「4,200円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「6,300円」を「5,625円」に改める。

第8条中「100分の1.61」を「100分の2.12」に改める。

第9条中「7,400円」を「9,200円」に改める。

第9条の2中「3,200円」を「4,300円」に改める。

第21条第1号ア中「20,650円」を「20,300円」に改め、同号イ(ア)中「24,430円」を「23,100円」に改め、同号イ(イ)中「12,215円」を「11,550円」に改め、同号イ(ウ)中「18,323円」を「17,325円」に改め、同号ウ中「5,320円」を「4,900円」に改め、同号エ(ア)中「5,880円」を「5,250円」に改め、同号エ(イ)中「2,940円」を「2,625円」に改め、同号エ(ウ)中「4,410円」を「3,938円」に改め、同号オ中「5,180円」を「6,440円」に改め、同号カ中「2,240円」を「3,010円」に改め、同条第2号ア中

「14,750円」を「14,500円」に改め、同号イ(ア)中「17,450円」を「16,500円」に改め、同号イ(イ)中「8,725円」を「8,250円」に改め、同号イ(ウ)中「13,088円」を「12,375円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「3,500円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「3,750円」に改め、同号エ(イ)中「2,100円」を「1,875円」に改め、同号エ(ウ)中「3,150円」を「2,813円」に改め、同号オ中「3,700円」を「4,600円」に改め、同号カ中「1,600円」を「2,150円」に改め、同条第3号ア中「5,900円」を「5,800円」に改め、同号イ(ア)中「6,980円」を「6,600円」に改め、同号イ(イ)中「3,490円」を「3,300円」に改め、同号イ(ウ)中「5,235円」を「4,950円」に改め、同号ウ中「1,520円」を「1,400円」に改め、同号エ(ア)中「1,680円」を「1,500円」に改め、同号エ(イ)中「840円」を「750円」に改め、同号エ(ウ)中「1,260円」を「1,125円」に改め、同号オ中「1,480円」を「1,840円」に改め、同号カ中「640円」を「860円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第8号

多久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

多久市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 雑則

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第9号

多久市下水道条例等の一部を改正する条例

(多久市下水道条例の一部改正)

第1条 多久市下水道条例（平成16年多久市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第23条第1号中「多久市水道事業給水条例（平成10年多久市条例第9号）」を「佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号）」に改め、同条第4号中「多久市水道事業給水条例」を「佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例」に改める。

(多久市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 多久市農業集落排水施設条例（平成15年多久市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第24条の2第1号中「多久市水道事業給水条例（平成10年多久市条例第9号）」を「佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号）」に改め、同条第4号中「多久市水道事業給水条例」を「佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例」に改める。

(多久市定住促進条例の一部改正)

第3条 多久市定住促進条例（平成18年多久市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、水道使用料」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

水道事業の統合に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第10号

多久市営住宅条例の一部を改正する条例

多久市営住宅条例（平成9年多久市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）に定める法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市営住宅条例第42条第3項の規定は、令和2年4月1日以後の期間における利息に適用し、同日前までの期間における利息は、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

民法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 1 1 号

多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

多久市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年多久市条例
第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」に改め
る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第12号

市町の境界の決定に関する意見について

多久市と江北町との境界決定案に対し、別紙のとおり、佐賀県知事に意見することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の2第3項の規定により、市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

市町の境界の決定に関する意見については、地方自治法の規定により議会の議決が必要なため、この案を提案する。

別紙

1. 多久市と江北町との境界決定案

多久市と江北町との境界は、別図 1 から 1 9 のとおり、P 1 から P 3 6 4 までの各点を順次直線で結ぶ線とする。

2. 1 の P 1 から P 3 6 4 までの各点の位置については、別表のとおりとする。

3. 意見

異議はない。

議案甲第13号

多久市過疎地域自立促進計画の変更について

多久市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年3月2日

多久市長 横尾俊彦

（提案理由）

過疎地域自立促進計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決が必要なため、この案を提案する。

議案甲第 1 4 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
7 3 6	皿屋線	西多久町大字板屋 4698 番 4 地先
		西多久町大字板屋 4739 番地先

上記の議案を提出する。

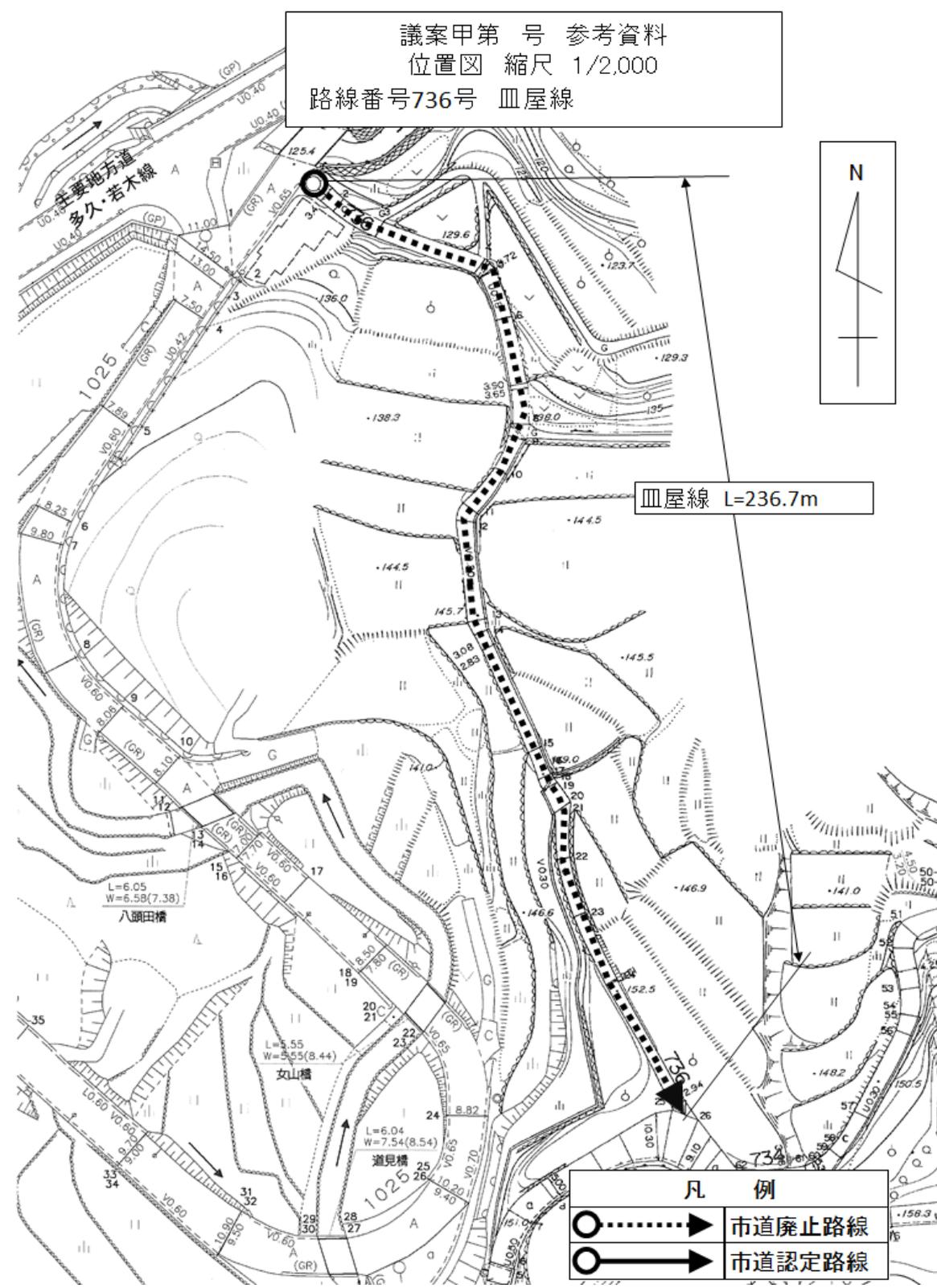
令和 2 年 3 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市道路線の見直しにより、1 路線を廃止する必要があるため、この案を提案する。

議案甲第 号 参考資料
 位置図 縮尺 1/2,000
 路線番号736号 皿屋線



議案甲第 15 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
736	皿屋線	西多久町大字板屋 4713 番 1 地先
		西多久町大字板屋 4739 番地先

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市道路線の見直しにより、1 路線を認定する必要があるため、この案を提案する。

議案甲第 号 参考資料
 位置図 縮尺 1/2,000
 路線番号736号 皿屋線

